

### 第3号議案 定款の一部変更(案)承認の件

学会事務局事務所の移転に伴う定款の一部変更についてお諮りするのと合わせて、文部科学省のご指導のもとで定款全体の見直しを行い、文部科学省のモデル定款に準拠した字句の修正等を含めた40条項についての定款の変更についてお諮りします。

変更する40条項のうち、重要な変更条項は以下のとおりです。その他の変更条項は文部科学省のモデル定款に準拠した変更で、それらについては定款の新旧対照表にてお諮りします。

#### [重要な変更]

##### (事務所)

現行:第2条 この法人は、事務所を東京都大田区中馬込2丁目2番18号に置く。

変更後:第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区東神田1丁目5番6号に置く。

##### (資格の喪失)

現行:第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 会費を3年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

変更後:第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は団体である会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

##### (除名)

現行:第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に反したとき。

変更後:第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

この場合、総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に反したとき。

(3) 会費を3年以上滞納したとき。

##### (役員を選任)

現行:第15条 役員は、次に定めるところに従って選任する。

1 理事及び監事は、選挙により選出し、総会で選任する。会長、副会長及び常務理事は理事の互選により選出する。

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

3 理事、監事の選挙は、別に定める規程に基づいて行う。

4 役員が欠員が生じた場合は、前項の主旨に沿って別に定める規定に従い、速やかに欠員を補充する。

変更後:第15条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

##### (総会の招集)

現行:第28条 通常総会は、毎年1回事業年度開始前後2ヶ月以内に、会長が招集する。

4 総会を招集するときは、少なくとも10日以内に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する。

変更後:第28条 通常総会は、毎事業年度開始後3月以内に、会長が招集する。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する。